

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）及び流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針の一部を改正する告示（案）に関するパブリックコメントの募集について

平成21年6月27日
農 林 水 産 省
経 済 産 業 省
国 土 交 通 省

農林水産省・経済産業省・国土交通省では、別紙の通り、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則」及び「流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針」の一部改正を予定しております。このため、広く国民の皆様から、本件に関する意見を以下の要領で募集致します。

<募集要領>

1. 意見募集の対象

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）及び流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針の一部を改正する告示（案）について（別紙参照）

2. 意見募集の期間

平成21年6月27日（土）～平成21年7月26日（日）（必着）

3. 意見募集の要領

下記の意見提出様式に記入の上、次のいずれかの方法で送付願います。電話によるご意見の受付は致しかねますので、その旨ご了承願います。

(1) 電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）

電子メールアドレス：g_STK_BSE@mlit.go.jp

国土交通省 政策統括官付参事官（物流政策）室 パブリックコメント担当宛て

(2) FAXの場合

宛先：国土交通省 政策統括官付参事官（物流政策）室 パブリックコメント担当宛て

FAX：03-5253-1674

(3) 郵送の場合

宛先：国土交通省 政策統括官付参事官（物流政策）室 パブリックコメント担当宛て

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

4. ご意見の取扱等

皆様から頂いたご意見につきましては、担当部局において検討し、本件に反映させることがありますが、ご意見に対して個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承願います。また、頂いたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをあらかじめご承知おき下さい。（匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）

【意見提出様式】 政策統括官付参事官（物流政策）室 パブリックコメント担当 宛

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）及び流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針の一部を改正する告示（案）に関する意見

氏名：

会社名／部署名：

住所：

電話番号：

<問い合わせ先>政策統括官付参事官（物流政策）室（03-5253-8111（代表）（内線53314））